

土浦第一高等学校の部活動に係る活動方針

1 部活動に係る共通理解

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加による任意の活動であり、可能な限り、生徒が自ら活動計画などを立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制の構築に努める。
- 部活動は、全職員の共通理解の下、生徒の生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校全体の教育活動として適切な部活動運営を図る必要がある。
- 熱中症対策を徹底するため、高温や多湿時には、練習はもとより、大会や練習試合等の延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。
- 部活動における、生徒の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 活動時間について

- 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日については4時間を上限とし、生徒の集中力が持続可能な時間を顧問が見定め、合理的かつ効率的・効果的な活動が実施可能な時間を設定する。なお、平日の終了時間は、準備・片付けを含め19時とする。
- 定期考査1週間前及び考査期間中は学校全体の部活動休養日として設定する。ただし、考査中または考査直後に公式大会・コンクール等が予定されている場合はこの限りではない。活動に際しては顧問が「部活動承認申請願」を提出し許可を得る。活動時間は原則として1時間以内とする。
- 週の活動時間は12時間を上限とし、練習試合、大会等で活動時間の上限を超えて活動した場合、振替を行う。なお、休日の場合は休日に振り替えるものとする。また、祝日が含まれている週や、平日に大会参加により1日の上限を超えた場合でも週の上限の範囲内となるように調整する。

3 休養日の設定について

- 原則として週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設ける。但し、喫緊に公式大会等があり、希望生徒がいる場合には、顧問が総合的に判断し、学校に届け出を行ったうえ、特例として週1日の休養日で活動を行うことができる。
- 大会等で土日両日の活動となった場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

4 朝の活動について

- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間確保や学校生活に支障を来たすことがないよう、原則として朝の活動は実施しない。ただし、複数の部が重複し活動を行う等の状況により、体育館や教室・グラウンド等の使用に制限がかかる場合は、1日の活動時間の上限の範囲内で行うことができる。

5 学校単位で参加する大会等の精査について

- 茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟の活動に関わる組織が主催する大会・コンクール等の参加の有無については、必要に応じて学校で精査する。